

平成 2 1 年第 2 回更別村議会臨時会会議録

平成21年2月16日

平成 21 年第 2 回更別村議会臨時会が更別村役場に招集された。

1. 応招議員は別表 1 のとおりである。
2. 出席及び欠席の議員は別表 2 のとおりである。
3. 会議事件は別表 3 のとおりである。
4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 4 のとおりである。
5. 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 笠原 幸宏 書記 吉本 正美
 書記 佐藤ちはる

議 長	議 事 ただいまの出席議員は 7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 21 年第 2 回更別村議会臨時会を開会いたします。 (10 時 00 分)
-----	---

議 長	村長より招集の挨拶があります。
村 長	本日ここに、平成 21 年第 2 回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には大変ご多忙の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

新しい年を迎えて、早 1 か月半が経ちますが、昨年からの世界同時不況の嵐をもろに受けた日本経済は、時に金融、輸出関連企業を中心として急速な経営悪化に陥っており、これに連動してリストラ、消費の低迷とますます混迷を深めているところでございます。

これらに対応すべき緊急対策として、国の第 2 次補正予算関連法案について、今国会にて審議されておりますが、村と致しましても今日の厳しい情勢を鑑みて、法案成立後、速やかに定額給付金や地域活性化・生活対策臨時交付金事業等、関連事業に着手を致したく、本臨時会におきまして、一般会計補正予算をお願いするものでございます。

ご審議いただきますよう、よろしくお願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

議 長	村長の挨拶が終わりました。 ただちに本日の会議を開きます。	(10 時 02 分)
-----	--	---------------

議 長	本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
-----	----------------------------------

議	長	日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 2 番高橋さん、3 番菊地さんを指名いたします。
---	---	---

議	長	日程第 2、議会運営委員長報告を行います。 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
議	長	堂場議会運営委員長
議会運営委員長		議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。 さきに、第 2 回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 2 月 16 日、午前 9 時 00 分から議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日 1 日間とすることが適当であると認められました。 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。
議	長	なお、ただ今の委員長報告に対する質疑は省略いたします。 日程第 3、 会期決定の件を議題とします。 おはかりいたします。 本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。 したがって、会期は 1 日間と決定しました。
議	長	日程第 4、諸般の報告をいたします。 諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。 次に、産業文教常任委員会において、閉会中、緊急に委員会に係る議員を派遣して、所管事務調査を行った件について報告を求めます。
産業文教常任委員長		松橋産業文教常任委員長
議	長	（産業文教常任委員会所管事務調査報告書に基づき報告を行った。） これで常任委員会からの報告を終わります。 日程第 5、一般行政報告を行います。 一般行政報告は文書で配布されております。 なお、口頭で補足説明が求められておりますので発言を許します。
村	長	村 長 それでは、補足説明をさせていただきます。 とかち田園地域産業活性化協議会の設立についてでございます。 次のページ、別紙をつけてございますが、これに基づいて説明をさせていただきます。 この度の協議会設立に関しましては、1 つ目の設立趣旨等の中にもありますように、平成 19 年 6 月に企業立地の促進等による地域にお

ける産業集積の形成及び活性化に関する法律が施行されたところでございまして、これを受け、とかち田園地域、記載の 10 町 2 村地域でございしますが、産学官の広域的な枠組みの中で、産業集積及びその活性化に向けた一層の取組みを推進するため、とかち田園地域産業活性化協議会を設立したところでございます。

設立年月日につきましては、平成 21 年 1 月 30 日、これは芽室町にて設立総会を開催しておりまして、会長には宮西義憲芽室町長が選ばれたところでございます。

3 番目の構成員につきましては、記載の町村、商工会関係機関、27 団体で構成となっております。

4 番目の基本計画策定スケジュールでございしますが、記載のとおりでございしますが、3 月 27 日には基本計画の策定を完了いたしまして、5 月上旬にはとかち田園地域産業活性化基本計画の同意をいただくこととしているところでございます。

今回の企業立地の協議会設立にあたって、企業誘致におきまして、地方交付税の措置、それから低利による融資、更には補助金等の優遇措置が受けられるということでございます。

今後、計画等がまとまりましたら、また議会の方にもご報告させていただきたいと思っております。以上であります。

議 長

これで、村長からの一般行政報告を終わります。

これから一般行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議 長

日程第 6、教育行政報告を行います。

教育行政報告は文書で配布されております。

これで教育長からの教育行政報告を終わります。

これから教育行政報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議 長

日程第 7、議案第 6 号 平成 20 年度更別村一般会計補正予算 (第 9 号) の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長

村 長

議案第 6 号 平成 20 年度更別村一般会計補正予算 (第 9 号) 平成 20 年度更別村一般会計補正予算 (第 9 号) は次に定めるところによるものであります。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 241,636 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,855,087 千円と

とするものであります。第 2 項、これにつきましては、第 1 表歳入歳出予算補正、第 2 条に関しましては、繰越明許費にかかるもの、第 3 条につきましては、債務負担行為の補正、第 4 条につきましては、地方債の補正に関する規定となっております。

条文につきましては、お目通しを願うものでございます。

この度の補正につきましては、開会の挨拶の中で申し上げました通り、国の第 2 次補正予算関連にかかるものと除雪費の追加を主なものとしているところでございます。

歳出からご説明を申し上げます。

なお、今回の補正に関しましては、資料を提出してございますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

歳出の 10 ページをお願い申し上げます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 13 定額給付金給付費につきましては、今般新たに 56,195 千円を追加するものでございます。

この定額給付金につきましては、2 月 1 日付けを基本と致しまして、住民基本台帳に記録されている者を対象にするということでございます。1 人 12,000 円、18 歳以下 65 歳以上の者につきましては、1 人 20,000 円となるところでございます。これは全額、国の補助によって行われる事業でございます。更別村の場合、住民登録者数 2 月 1 日で 3,444 名、これに外国人登録が 31 人でございまして、これを加えますと 3,475 名が対象となるものでございますが、未登録者を 5 名追加して総人数 3,480 名で予算化するものでございます。内訳でございますが、3 の職員手当等、これは時間外手当でございまして 408 千円、7 の賃金、一般事務補助員賃金、3 月から 5 月までの 29 日間をみまして 190 千円、11 の需用費につきましては印刷消耗品でございまして 100 千円、12 の役務費、これは通信費、それから振込手数料を合わせて 1,192 千円、14 の使用料及び賃借料、これにつきましてはコピー代で 9 千円、事務費につきましては合わせて 1,899 千円を追加するものであります。19 の負担金補助及び交付金、先程申し上げました人数をもって計算いたしますと 54,296 千円となるものでございます。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費につきましては、補正額は 0 円でございますが、財源振替ということであります。

今回の第 2 次補正とは別に適債事業として地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金が 13,673 千円交付されることとなったわけがあります。これにつきましては、既定事業の財源に充当すべき各対象事業において財源の振替を行うということでございます。この社会福祉総務費の財源振替につきましては、福祉灯油の事業を該当させて財源の振替を行うものでございます。項 2 児童福祉費、目 3 子育て応援費につきましては、新たに 1,715 千円補正するものであります。子育て応援特別手当といたしまして、2 月 1 日を基本として給付するものでございますが、支給対象者につきましては、世帯に属す

る3歳以上18歳以下の子どもが2人以上いて、かつ第二子以降である小学校就学前3年間の子となっていてるところでございます。要するに平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの子どもとなっていてるところであります。これにつきましては、なかなか簡単に申し上げるのは難しくて、事前に資料を提出しておりますので、ご参照賜りたいと思っております。これにつきましては、11の需用費で23千円、これは事務費でございます。19の負担金補助及び交付金につきましては1,692千円、47名分を予算化しております。1人あたり36千円となっております。項3老人福祉費、目2老人保健福祉センター費52,170千円の追加でございます。これにつきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金の対象事業として行うものでございます。15の工事請負費、52,170千円、この老人保健福祉センターにつきましては、平成6年完成ということで15年を経過するものであります。そのために改修部分が多くなっているということから、今般、これら交付金等を利用して改修を行うものでございます。改修の内容につきましては、屋根、壁面、浴室、トイレ、その他全般的な補修となっていてるところでございます。この事業につきましては額が大きくなることから、今般の臨時交付金と合わせて過疎債の借入れを起こすものでございます。目3老人福祉推進費につきましては、補正額はございませんけれども、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金事業のメニューとして交付を受けるものでございまして財源の振替を行うものであります。この事業につきましては、地域密着型介護事業所の運営補助を該当させるものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目7ふるさとプラザ費25,956千円追加するものであります。これにつきましても地域活性化・生活対策臨時交付金事業として行うものでございます。工事請負費で25,956千円追加するものであります。アリーナ部分1,369㎡について、これまで検討を進めてきましたけれども、これまでの土から人工芝に改修をさせていただきたいということで予算化させていただくものでございます。

款7商工費、項1商工費、目2商工業振興費につきましても財源振替ということでございます。これにつきましては、プレミアム商品券発行事業を交付金事業に充てて財源の振替を行うものでございます。

款8土木費、項2道路橋梁費につきましては105,600千円を追加するものでございます。財源の内訳と致しましては、88,585千円を地域活性化・生活対策臨時交付金事業として、あとは一般財源ということにしております。目1道路維持費、10,000千円は、当初、除雪費の委託費につきまして29,888千円計上いたして実施しているところでございますけれども、今年度は降雪量が多い年となったことから、今般10,000千円を追加するものでございます。目3道路新設改良費75,440千円の追加であります。これにつきましては、工

事請負費といたしまして、75,440 千円、記載のとおり各事業を行うものでございます。なお、事業箇所等は資料をご参照賜りたいと思います。目 4 橋梁維持改良費につきましては 20,160 千円を追加致します。15 の工事請負費で 20,160 千円、これにつきましても資料を提出しておりますのでご参照賜りたいと存じます。

款 9 消防費、項 1 消防費、目 1 消防費につきましても補正額は 0 円でございますが、財源振替を行うということであります。財源の振替を行う事業のメニューと致しましては、消防庁舎、非常用の発電設備の工事を該当させたものでございます。

次のページ、補正予算給与費明細書でございますが、これにつきましては、お目通しをお願いするものであります。

次に歳入であります。

歳入の 8 ページをお願い申し上げます。

款 13 国庫支出金、項 2 国庫補助金につきましては、209,377 千円を追加するものであります。

目 1 総務費国庫補助金、207,662 千円の追加であります。1 の総務費補助金と致しまして、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金 13,673 千円につきましては、先程歳出で申し上げたとおりでございます。地域活性化・生活対策臨時交付金 137,794 千円、定額給付金給付事業費補助金 54,296 千円、定額給付金給付事務費補助金 1,899 千円となっております。

目 2 民生費国庫補助金、1,715 千円、2 の児童福祉費補助金 1,715 千円につきましては、子育て応援特別手当交付金 1,692 千円、子育て応援特別手当事務取扱交付金 23 千円となっております。

款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金、7,259 千円の追加であります。今回の補正にかかわって本繰入金をもって歳入歳出のバランスをとるものでございます。財政調整基金繰入金として 7,259 千円を予算化するものであります。

款 20 村債、項 1 村債、目 1 過疎対策事業債につきましては、25,000 千円を追加するものであります。過疎対策事業債として、公共施設改修事業につきましては、老人保健福祉センターの改修事業に 25,000 千円を借り入れし、充当するものであります。

次に第 2 表、繰越明許費についてであります。

3 ページをお願い申し上げます。

今回の補正におきましては、年度末の事業となりまして、その大半が次年度に繰越となる事業でありますことから、あらかじめ繰越明許費の補正予算をさせていただくものでございます。繰越明許費の限度額と致しましては 231,636 千円を予算化させていただくものでございます。

次に債務負担行為の補正でございますが、4 ページをお願い申し上げます。

第 3 表、債務負担行為補正、事項と致しましては、農業経営基盤

強化資金利子助成事業に関する債務負担行為でありまして、平成 20 年度認定農家 36 戸に対しまして、当該事業資金として 284,480 千円を貸付しているところでございます。平成 21 年度より平成 40 年度まで、これら事業に対しての利子補給を行うものでございます。

貸付金利が 2.3% となつてございますけれども、農産漁村振興基金から 2% 分が補てんされますので、村と致しましては残る 0.3% を補給するというところでございます。なお、この 0.3% に対して道から 0.15% 補てんされるものであります。今回は 0.3% 分、5,865 千円を限度として補正をさせていただくものでございます。

次に地方債の補正でございますが、5 ページをお願い申し上げます。

第 4 表、地方債の補正であります。過疎対策事業債、変更前が 169,800 千円、変更後は 194,800 千円、25,000 千円の追加でございますが、これにつきましては先に説明のとおり老人保健福祉センター改修工事に充当すべき財源として過疎債の借り入れを起こすものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

7 番 本多さん

7 番本多議員

歳出の 10 ページですけれども、定額給付金の交付についてですけれども、今日議決されまして、今後、村として給付に至るまでの経過というか状況について、どのような経過をたどって住民に給付金が渡るのかということを詳しく説明いただきたいと思います。

議 長
総務課長

総務課長

定額給付金の事務作業につきましては、給付金と合わせて実施していかなければならない部分があるのですが、子育て関連と合わせて実施予定ということで、今回、国の 2 次関連の法案については、まだ正式に成立されていないのですけれども、事務の取扱いについては進められるようになっておりますので、今回の予算については 2 つに分けて提案しております。

作業的には国会の方がこのままでいくと自然成立が 3 月 17 日になると思うのです。実際の交付時期については 17 日以降ということになります。その前に住民に対して準備作業としては出来れば 25 日頃の一般住民向けに、チラシを配布したいと思っております。その後、それぞれ実際の業務にあたる内容を説明することについては、広報も使いながらとは思っていますが、広報を使うタイミングがうまく出来るかどうかわかりませんが、そこら辺も通じて最終的には本人の方にきちんと受け止められるような形の郵送をして、申請手続きが出来るようにしていきたいということで、内容付き証明の郵便が、それで法施行に伴って、要綱も定めなければならないということで、要綱も定めて交付ということになります。そんなことで、いつから

議長
1 番赤津議員

議長
村長

スタートということになると、今のおおよそでは成立後で 3 月 17 日以降 6 か月というふうに考えています。年度内の分については相当作業を急がなければならないということで、具体的には土曜日だとか日曜日を何週間か開けて受付作業、平日にも若干遅い時間の受付ということで勤務している人もいますので、そういうことも考えながら作業をするということになるかと思います。受付したものが年度内に配布ということになると金融機関との伝達作業があり、速やかに受付した分の何日分を年度内ということで、それ以降については、翌月にそれぞれ受付毎に支給していくということを考えています。具体的なものは、国がこれから要綱を各町村に示すということをおっしゃいますので、それを待ってということになりますので、おおよそ今は、そこら辺の状況になっているところでございます。

実際に急いで受け取りに来る人がどれ位いるのかとか、現実的に年度末ということもあるので、移動していく人もいますので、移動していく人は基準日が 2 月 1 日が更別村ということになり、更別村から通知をしなければならないということで、そういう諸事情の体制も固めて、なおかつ集中の受付事務を村民ホール等を使いながらやっていきたいと考えております。

1 番 赤津さん

給付金は国からのことでわかるのですが、地域活性化・生活対策臨時交付金は、更別村は 137,000 千円という金額であります。内容を見ると、どれもが、その町村である面ではアイデアを持って住民に直接喜ばれるような部分も含まれていると思うのですが、この予算を見る限り、更別村の場合は前倒しをやっているなという感じにしか見受けられないので、当初からこの計画だけだったのか、それとも、もうちょっと住民対応の事業が考えることが出来なかったのかお伺いしたいと思います。

村長

この事業につきましては、急に決まってきたものでありますので、以前にふるさと創生事業なるものもあったわけですが、その時は住民の方々に色々アイデア等を募集しながら実施したわけですが、今回につきましては、そういう余裕が全くなかったということでもあります。そして、事業の確定したものでなければ、137,000 千円をもらうことが出来なくなる場合が想定されますので、これを確実に国からの交付を受けるためには、決まった事業にどうしても対象事業をせざるを得なかったということでもあります。ただ、ほとんど 100% 交付ということでもありますので、予定された事業にこれらを振り分けることによって、この以降の事業展開が有利に運ばれるものだと思っております。今回、このような形になってございますけれども、これ以降の事業につきましては、やはり住民の皆さんと検討を深めながら進めなければならないと思っているところであります。なんせ、この事業につきましては、まだ国会を通過していな

議長
1 番赤津議員

い、本当に半月の勝負となるものでありますので、その辺はご理解を頂戴したいと思っております。

1 番 赤津さん

わずかな期間しかないのではなかなか難しかった、事業確定が出来なかったということですが、これは更別村の考えであって、どこの町村も同じ状態になっているわけなので、そういう点からいくと前倒しをするから最終的にはトータルで見ると住民にも還元されていることにもなるのですけれども、そういう面ではやりくり上手な事業の使い方をしたなというふうに理解するものですから、ただ、どこの町村もそういうことは同じ条件で来ているのですから、その辺も考えてちょっと残念だったかなと思っているわけなのです。

それと昨年、振興券を作ってもらいましたが、これも今思うと、結局、折り込みの差し引き、振替になっているのです。だから福祉灯油もそうです。だから先見の明があったと言えば素晴らしいことになるのだけれども、でもある面では本当にどうだったのかなという思いをしたものですから質問させていただいたのです。

議長
村 長

村 長

おおよそは、そのような事業が出されるのではないとかという予想はあったのですけれども、それらの事業が該当するか、しないかにつきましては、その当時はわからなかったところであります。今般の景気対策、年末年始にかけては、おおよそ商工会のご協力もいただいて 20,000 千円程やらせていただいた。それから今回の臨時補正におきまして 200,000 千円、それぞれその時期に効果的な対策と私は思っているのです。この後、経済の状況によってはどうなるかはわかりません。国の方も追加の経済対策なるものも、ちらちら言われてございますけれども、この後、景気の回復がどうなるかわかりませんので、村としてもこれらの状況を見ながら、また必要な時期には、それなりのものをしていかなければならないと思っているところでございますが、現在のところは、どうなるかはわかりませんので、色々な情報を集めながら村内の経済状況も調査しながら検討を進めてまいりたいと思っております。

議長
4 番堂場議員

4 番 堂場さん

老人保健福祉センター改修事業の中で浴室の改修工事がありますね。これは今の赤津議員の質問と予算の関係上、まだ時期ははっきりしないのではないかなと思うのですが、工事中は休館するという考えで工事をするのか。もしそうだとすれば、今までもかなり村民に迷惑をかけてきていると思うのです。なおかつ、これからまた休館までしてやるとなれば、今、予算の関係で繰り上げてやるということは、村民には直接わからないと思うのです。それでもし休館してやるのであれば、その辺を村民にどのような情報で教えて改修工事をするのか。

議長

保健福祉課長

保健福祉課長	老人保健福祉センターの温泉の関係なのですが、現在は休館しているわけではなくて、温泉水とは違う井戸水で供給しておりまして、実際には休んではおりません。ずっと提供し続けております。それで、改修工事の方ですが、今日、検定が終わりまして、明日から温泉水に切り換えて皆さんに提供する予定でございます。今度の新しい工事の関係ですけれども、緊急対策の関係がありますので、ある程度早めに手を付けなければならないということで、ただ住民の皆さんになるべくご不便をおかけしないように、5月の連休明け以降に1か月ちょっとお時間をいただかなければならないかなと思います。これについては、広報ですとか、防災行政無線をもちまして住民周知をはかってまいりたいと思います。デイサービスの関係もごさいますから、そちらの方は支援ハウスの浴室を利用させていただいたりとか、色々と休む期間を極力短い中で進めさせていただこうと思っております。
議 長 4 番 堂場議員	4 番 堂場さん 時期的にはわかるのですが、そうすると今までの工事と同様、休館をしないで改修工事は出来るということによろしいですか。
議 長 保健福祉課長	保健福祉課長 今回は、浴室のタイルを全般にわたって行いますので、こちらは入湯は出来ませんので、皆さんにご不便をかけますので、これはきちんと周知をしてまいりたいと思っております。
議 長 4 番 堂場議員	4 番 堂場さん 今までの工事中は、温泉でなくてもお風呂に入れて、それでも不便をかけたという住民のかんりの声があったので、床の改修だとすればおそらく休館しなければ出来ないのではないかなと思って聞いたのですが、なるべく村民に誤解を与えないような方法でお知らせしていただきたいと思います。
議 長 7 番 本多議員	7 番 本多さん 除雪費の補正の件なのですが、当初予算も底をついて補正をするものなのか、それともまだこれから3月後半にかけて、雪割作業もあるかと思うので、それも含んだ中での補正なのか、その辺をお伺いします。
議 長 建設水道課長	建設水道課長 予算につきましては、先程、村長が言いましたように総予算が29,888千円のうち、1月末現在までに支出しましたのが23,518千円で、残が6,370千円となりました。それで2月、3月の平均の除雪の回数と雪割等を考慮して残額16,370千円ということで補正させていただきました。
議 長	他に質疑はありませんか。
議 長	(ありませんの声あり) これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。

議	長	討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 6 号、平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 9 号)の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 8、意見書案第 1 号、平成 21 年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書の件を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 6 番 松橋さん
6 番松橋議員		平成 21 年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書の件の提案理由を申し上げます。 飼料等価格の高騰や、販売価格の低迷等が、酪農畜産経営収支を悪化させ、負債の累積や担い手の減少にも繋がり、将来にわたり安定した畜産物の供給体制が維持できるのか、危惧される状況にあります。 そのような中で、国は、食糧自給率を概ね 10 年後に 50%に引き上げる方針を示し、加えて、農林水産省においても、世界の 10 年後の食糧需給は、逼迫状態が続くとの見通しを示しているところです。 そこで、食糧自給率の向上をはかっていくことが、極めて重要であり、政府が一体となって地域の実情を踏まえ、実効性のある政策を確実かつ、集中的に実施していくことが必要であることから、国に強く要望するものであり、別紙意見書を本多議員の賛成を得て提出するものです。 ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして提案理由といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから意見書案第 1 号、平成 21 年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議

長

異議なしと認めます。
したがって、意見書案第 1 号は原案のとおり可決されました。
以上をもって、本臨時会に付議された案件は、全部終了いたしました。
これにて、平成 21 年第 2 回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(10 時 55 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 21 年 2 月 16 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 高 橋 清 美

同 議員 菊 地 ル ツ